

宮下病院機能検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 宮下病院の建替えを前提として、今後、地域の医療圏において果たすべき機能のあり方について検討することを目的に、「宮下病院機能検討委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について必要な検討を行う。

- (1) 果たすべき機能のあり方に関する事項
- (2) その他目的達成のため必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に定める委員をもって組織する。

2 委員の任期は、第2条に定める事項の検討が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下、「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とする。

- (1) 検討において個人情報等を取り扱う場合
- (2) その他委員長が非公開と判断した場合

3 委員長は、会議に付する必要がないと認める事案については、持ち回り審査により過半数の委員の同意をもって、会議の審査に代えることができる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要に応じて専門的助言及び意見を得るため、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、病院局病院経営課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行する。

別表（第3条関係）

（五十音順・敬称略）

| 所属 | 役職 | 氏名 |
|--|------------------|-------|
| 宮下病院 | 院長 | 浅野 宏 |
| 三島町 | 特命担当課長 | 小柴 謙 |
| 一般社団法人 両沼郡医師会 | 会長 | 佐藤 信也 |
| 公立大学法人 福島県立医科大学看護学部 地域・在宅看護学部門 | 教授 | 高橋 香子 |
| 公立大学法人 福島県立医科大学会津医療センター 小腸・大腸・肛門科学講座 | 教授 | 富樫 一智 |
| 南相馬市立総合病院 事務部経営管理課 | 事務部参事 兼経営管理課長 | 能勢 成人 |
| 社会福祉法人 みしま | 理事長 | 秦 千代栄 |
| 公立大学法人 福島県立医科大学附属病院 総合内科 | 教授 | 濱口 杉大 |